

○伊勢広域環境組合クリーンセンターの設置及び管理に関する条例

平成13年4月1日

組合条例第8号

改正 平成18年2月22日

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、伊勢広域環境組合クリーンセンターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 伊勢広域環境組合同規約（平成13年規約第1号）第3条に規定する「し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務」を共同処理する市町（以下「関係市町」という。）の環境衛生の維持及び向上を図るため、伊勢広域環境組合クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 クリーンセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊勢広域環境組合クリーンセンター
- (2) 位置 伊勢市植山町245番地1

(業務)

第4条 クリーンセンターは、し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理することを業務とする。

(使用の許可)

第5条 クリーンセンターを使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。
- 3 管理者は、前2項の許可について、クリーンセンターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の不許可)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、クリーンセンターの使用に際し、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第5条第3項の規定により付けられた許可の条件及び管理者の指示に従わなければならない。

(許可の取消し及び使用の中止命令)

第8条 管理者は、使用者が前条の規定に違反したときは、第5条第1項及び第2項の許可を取消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(使用料)

第9条 使用者は、次に定める使用料を管理者が定める納期限までに納付しなければならない。

- 2 クリーンセンターの使用料は、し尿及び浄化槽汚泥の投入量10キログラムにつき11円を乗じ、その積を10で除した額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(使用料の減免)

第10条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(賠償の責任)

第11条 使用者においてクリーンセンターの施設及び備付物件等をき損又は滅失したときは、管理者の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、その一部又は全部を免除することができる。

(雑則)

第12条 管理者は、関係市町以外の市町のし尿処理のため、クリーンセンター使用の申請があったときは、クリーンセンターの処理能力と処理の状況に応じて、これを許可することができる。

2 前項の規定によりクリーンセンターの使用を許可したときの使用料等については、別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、クリーンセンターの管理運営に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月22日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。